

# 生活保護及び児童扶養手当の国と地方の役割と財政負担の見直し案

## 現行

## 見直し案

生活保護

**生活扶助**  
8360億円<sup>\*1</sup>  
(国 6270億円)  
\*1 一時扶助除く

- 国が生活扶助額の基準を設定
- 国3/4、保護の実施自治体<sup>\*2</sup>1/4の財政負担 (\*2 市部は市、郡部は都道府県)



- 都道府県が生活扶助額の基準を設定
- 国1/2、都道府県1/4、保護の実施自治体1/4

**住宅扶助**  
3270億円  
(国 2450億円)

- 国が住宅扶助額の基準を設定
- 国3/4、保護の実施自治体1/4の財政負担



- 保護の実施自治体が住宅扶助額の基準を設定
- 保護の実施自治体の一般財源化  
※一時扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助も同様

**医療扶助**  
1兆2840億円  
(国 9630億円)

- 国3/4、保護の実施自治体1/4の財政負担



- 都道府県の負担を導入
- 国1/2、都道府県1/4、保護の実施自治体1/4  
※介護扶助も同様

生活保護費総額  
国 2兆5250億円  
1兆8930億円

## 児童扶養手当

- 国3/4、手当の実施自治体1/4の財政負担



- 国1/2、手当の実施自治体1/2の財政負担

児童扶養手当総額  
国 4330億円  
3250億円

※平成17年度予算ベース

# 生活扶助の現状と今後の方向

## 現状

○ 現行の生活扶助は、国が、全国の市町村を6区分し、6つの基準を設定

○ 他法他施策を活用し、自立を助長することが生活保護の要

- ・ 被保護者の実情把握や評価、自立させるための支援・指導の方法は、自治体ごとの工夫
- ・ 自立助長に活用できる社会資源やネットワークは地域ごとに様々
- ・ 他法他施策の国庫負担率は、生活保護より低い

○ 国 3/4、  
保護の実施自治体 1/4の財政負担

## 方向

○ 地域事情をよりの確に反映させた基準を設定するため、**都道府県が**、地域を区分して、それぞれの地域ごとに**基準を設定**

○ 地方の役割・責任を重視するとともに、他法他施策の国庫負担率と整合

○ **国 1/2、都道府県 1/4、**  
保護の実施自治体 1/4 の財政負担

現状

【設定方法】

- 一般低所得世帯の消費水準と均衡のとれる水準に設定

生活扶助基準額	一般低所得世帯の生活扶助相当支出額
143,409円	143,807円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3人世帯(夫婦子1人)</li> <li>・6つの級地別、年齢別分布により加重平均</li> <li>・平成8～12年の生活扶助基準額の平均</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労3人世帯(夫婦子1人)</li> <li>・全国における年間収入階級第3～第5/50分位の平均額</li> <li>※ 第a/50分位とは、調査対象世帯を収入の低い方から高い方へと順番に並べ、それを50等分して作ったグループのうち、収入の低い方からa番目のグループ</li> <li>・平成8～12年「家計調査特別集計」の平均</li> </ul>

※ 社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)による検証

【地区別の基準】

- 一般世帯の消費水準等の地域差により全国の市町村を6区分。各区分の間差は4.5%等差で設定  
(昭和62年度から)

区 分	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助基準額	162,170円	154,870円	147,580円	140,270円	132,980円	125,680円
指 数	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5
市町村の例	東京都23区 大阪市	札幌市 福岡市	金沢市 高知市	長岡市 佐世保市	弘前市 今治市	結城市 宇和島市

※平成17年度・月額・標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)

【外部の指摘】

- 級地別の基準については、地域の実態的な生活水準と比較して、過大又は過小となっていないか

方向

- 都道府県において、地域を区分して、それぞれの地域ごとに基準を設定
  - ・ 市町村や市町村内をさらに区分した地域ごとの一般低所得世帯の消費水準のデータなどを用いて、きめ細かく、地域において妥当と考える水準に設定